

令和7年度後期授業料 減免等申請要項

申請受付期限：令和7年10月23日（木）まで（厳守）

※ 受付期限後は再提出であっても受理できません。

【申請上の注意】

- ・ 申請書類は、本要項を確認の上、不足・不備のない状態で提出してください。
(要項記載のとおり申請しない場合は、申請が受け付けられません。)
- ・ 提出より2週間程度は不備解消に時間を要しますので、期限に余裕を持って提出してください。

【問い合わせ先】

事務局学生支援課学生支援グループ (Mail:gakusei@myu.ac.jp)

※申請後の書類不備等による連絡は学内メールで行います。

日々、学内メールを確認してください。



公立大学法人
宮城大学
MIYAGI UNIVERSITY

内容

第1章 本学における授業料減免等について.....	1
第1節 各制度の概要.....	1
第2節 各申請手続き等.....	2
第2章 本学独自の授業料減免等制度について.....	4
第1節 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）.....	4
第2節 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠）.....	7
第3節 授業料の納付猶予・分割納付.....	9

- 申請書式および各制度に関する Q&A は、本学ウェブサイトを確認してください。

第1章 本学における授業料減免等について

第1節 各制度の概要

1 本学独自の制度による授業料減免（本要項で示す制度）

- ・本学規程等に基づく、**授業料減免**や**納付猶予**、**分割納付**の制度です。
希望する学生は申請を行い、本学にて申請を審査の上、授業料減免の可否を決定します。
- ・以下表のとおり制度毎、申請可能な学生が異なります。（詳細は、該当ページ確認）

※ ○がある制度に申請が可能

	学群			大学院
	日本国籍の者		外国籍の者	
	令和2年4月以降の入学者	左記以外の者		
経済的事由による減免 (→4ページ)	— (例外あり)	○	○	○
東日本大震災の被災者に対する減免 (→7ページ)	○	○	—	○
納付猶予・分割納付 (→9ページ)	○	○	○	○

2 国の修学支援新制度による授業料減免（上記、本学独自の制度とは別の減免制度）

国の高等教育の修学支援新制度の対象となった学生(=日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学生)に対し、支援区分に応じた授業料を減免します。

現在、給付奨学生である方は、授業料減免の申請を改めて行う必要はありません。

毎年4月と10月に適格認定による支援区分の見直しが行われます。適格認定（家計）により、10月から給付額及び授業料減免額が変わることがあります。この場合も申請し直す必要はありません。

給付奨学生の在学採用（9月・10月申込は別途学内メールにて周知）を希望する方には、説明会を経て給付奨学金を申し込む際に、所定の「申請書」を提出していただきます。

3 国の修学支援新制度の対象である学生の本学独自制度による授業料減免申請

国の高等教育の修学支援新制度の対象となった学生も、本学独自の授業料減免制度に申請することができます(※)。審査の結果、減免対象となった場合は、いずれか高いほうの減免額が適用されます（修学支援新制度による減免額が優先して充当され、差額が生じた際に、本学独自の制度による減免額が充当されます）。

(※)令和2年4月以降に本学に入学した学生の場合、経済的事由による授業料減免は申請することができません。

詳細は、Q&AのQ1-4を確認してください。

第2節 各申請手続き等

1 各申請の受付 下記のとおり提出してください。

一 受付期限

令和7年10月23日(木) (厳守)

二 申請様式

本学ウェブサイト (学費・奨学金 <https://www.myu.ac.jp/campus/fees/>) から DL

三 申請方法

学務管理システム (<https://cp.myu.ac.jp/portal/>) のアンケート機能から書類提出

四 提出ファイル

① 令和7年度後期授業料減免等申請書式

- ・ファイル名は「**【学籍番号 氏名】令和7年度後期授業料減免等申請**」とすること。

例：【22222222 宮城太郎】令和7年度後期授業料減免等申請.xlsx

- ・Excel ファイルのまま提出すること。

② その他の添付書類

- ・データから書面の記載内容を読み取れる程度の大きさの pdf 又は jpeg 等の画像データで提出すること。

- ・ファイル名は「**学籍番号+書類名**」とすること。

例：22222222 給与明細写し10月分 等

五 提出手順

① 上記「四 提出ファイル」に記載した必要書類を一つのフォルダにまとめる。

フォルダ名は **学籍番号 氏名** とする。例：22222222 宮城太郎

↓

② 上記フォルダを **zip ファイル** にする。(zip ファイルの作成方法は節末を参照)

↓

③ 上記アンケート機能から zip ファイルを提出する。

六 その他

- ・申請を事務局で確認次第、学内メールにて、その旨をお知らせします。
- ・書類提出後、提出書類に不足・不備等があった場合、学内メールにて連絡します。日々、学内メールを確認すること。

(申請の流れ)



2 結果の通知

審査結果の通知は郵送で行い、通知時期は次のとおり予定しています。

住所に変更がある場合は、本減免等申請を行う前に、ポータルサイト（学生カルテ）より登録情報の変更を行ってください。通知時期に変更があった場合は、別途学内メール等にてお知らせします。

申請制度	結果通知時期（予定）	授業料納付期日
経済的事由による授業料減免	11月中旬	12月1日
東日本大震災の被災者に対する授業料等減免	11月中旬	12月1日
授業料の納付猶予・分割納付	11月中旬(※)	希望した納付方法による

※ 授業料減免申請とあわせて申請した場合、授業料減免の結果とあわせて通知予定です。その期間納付は猶予します。

3 減免事由消滅等

授業料減免を受けたのち、事由が消滅した学生は、別途届け出が必要となりますので、表紙の問い合わせ先宛、ご連絡ください。なお、事由の消滅に伴い、別途授業料の納付を求めることがあります。

4 注意事項

- 一 過去に減免申請をした学生も、今学期あらためて申請が必要です。
- 二 申請者は、学生本人です。申請書の記載内容について、学生本人が全て説明できるようにしてください。
- 三 期日を過ぎた申請は、減免の要件を満たすものであっても審査対象となりません。
- 四 申請者に対し、書類不備や追加記載等の確認のため、電話やメールにて問い合わせをすることがあります。問い合わせに対し回答が得られない場合、審査対象から除外されることがあります。

参考 zip ファイルの作成方法

下記ウェブサイトから確認してください。

Windows (Microsoft サポート)	macOS (macOS ユーザーガイド)
	

第2章 本学独自の授業料減免等制度について

第1節 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）

経済的事由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優良である場合、申請を審査の上、授業料の全額又は半額を免除します。なお、免除できる予算が限られているため、申請しても必ず免除されるとは限りません。

1 申請条件

【申請できる学生】

- ・令和2年4月以降入学の学群生（日本国籍を持つ者）のうち、入学時点で高校卒業後3年を経過している者（Q1-5参照）
- ・令和2年3月以前より本学に在籍する学群生（日本国籍を持つ者）（Q1-4参照）
- ・外国人留学生（学群生）
- ・大学院生（日本国籍を持つ者、外国人留学生共通）

【申請できない学生】

次のいずれかに該当する学生は、経済的事由による授業料減免を申請できません。

イ 在学年数（休学期間を除く。）が次の年数を超えた学生。ただし、海外の協定校への派遣が認められた学生については、下記の年数に加えて最大で1年間、免除を申請することができます。

- (1) 学群生 4年
- (2) 大学院生（博士前期課程） 2年
- (3) 大学院生（博士後期課程） 3年

ロ 宮城大学学則第30条又は宮城大学大学院学則第26条に基づく懲戒処分を受けた学生

ハ 令和2年4月以降に入学した日本国籍の学生のうち、入学時点で高校卒業後3年を経過していない者（Q1-5参照）

2 免除となる要件

下表に掲げる要件により審査を行います。減免を受けるには、経済要件と成績要件の両方を満たす必要があります。なお、該当者多数の場合は、経済要件である市町村民税課税額の低い方を優先して免除します。

審査基準	
経済要件	<p>【日本国籍の者（外国籍の者のうち、日本国内に申請者の扶養者がいる場合を含む。）】</p> <p>一 申請者及び申請者と生計を一にする者全員の前年度の市町村民税が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>イ 非課税（非課税であっても 所得金額>所得控除金額 の場合は、別途判断します。）</p> <p>ロ 所得割合計が10万円以下（独立生計者（※）は5万円以下）</p>

	<p>二 上記にかかわらず、各学期免除申請日の過去1年以内に主たる家計支持者の次に掲げる事由により家計が急変し、申請者及び申請者と生計を一にする者全員の市町村民税の見込額が一のイ又はロに該当すると見込まれるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 死亡 ロ 事故又は病気により、半年以上、就労が困難 ハ 失職（非自発的失業の場合に限る） <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;">【注意事項】家計の急変により授業料減免申請を行う場合、日本学生支援機構の給付奨学金をあわせて申請してください。給付奨学生の認定を受けた場合、修学支援新制度による授業料減免を受けることができます。</p> <p>【外国籍の者（日本国内に申請者の扶養者がいる場合を除く。）】</p> <p>経済状況申告書による年間収入額を給与収入額とみなし、地方税法の規定により算出された納付すべき市町村民税が、次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 非課税 ロ 所得割が5万円以下 <p>(※) 独立生計者とは、次のイ～ハ全ての条件を満たす学生とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 地方税法上父母等の扶養家族でない者 ロ 父母等と別居している者 ハ 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、市町村からの所得・課税（非課税）証明書が発行される者
<p>成績要件</p>	<p>【学群生】</p> <p>本人の属する学群または学類において、次の期における成績順位が原則上位55%以内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 成績判定材料 <ul style="list-style-type: none"> イ 入学年次の前期 …… 当該学期の成績 ロ 4年次の後期 …… 前々学期及び前学期 ハ 上記以外の学期 …… 前学期 二 順位のつけ方 <ul style="list-style-type: none"> イ GPAに関する要綱の規定により算出した前学期のGPA値を用いて順位付けします。 ロ 休学していた者の成績判定は、休学前の直近の学期の成績順位を用います。 ハ 本学と海外の大学との間の協定に基づき派遣された学生の成績判定は、派遣先にて修学した直近の学期の成績を用いた成績順位によります。 <p>【大学院生】</p> <p>成績が著しく不良でないこと。（指導教員所見により判定）</p>

3 申請・審査・授業料納付スケジュール



4 免除額

上記審査基準を満たし、授業料免除対象となった場合の免除額は次のとおりです。

ただし、前述のとおり免除できる予算に限りがあるため、基準に該当する場合でも全員が免除を受けられるとは限りません。

学群生	【経済要件・成績要件を満たし、成績が特に優秀（上位10%以内）な場合】 ⇒全額免除 【経済要件・成績要件を満たす（上位10%に満たない～55%以内）場合】 ⇒半額免除
大学院生	【経済要件・成績要件を満たす場合】 ⇒半額免除

5 提出書類

<p>学生区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の者 ・外国籍の者のうち、日本国内に扶養者がいる者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)に申請内容を記載し提出すること ● <u>申請者及び申請者と生計を同一にする者全員の令和7年度分所得・課税証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中の所得金額と令和7年度の課税額の両方が記載されているもの。 ・市町村役場の税務窓口で交付申請することにより取得できます。ただし、税法上の扶養親族であることが扶養者の所得・課税証明書により証明できる場合、被扶養者分の証明書は不要です。 ● その他（該当する者のみ） <ul style="list-style-type: none"> イ 家計急変により申請する者のみ <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度後期授業料減免等申請書式（再掲） 授業料減免等申請書(赤色のシート)に加え、経済状況申告書(オレンジ色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ・家計急変の事由を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の場合 <u>戸籍謄本（抄本）又は住民票（死亡日記載）</u> ・事故又は病気により、半年以上、就労が困難 <u>医師による診断書及び雇用主による病気休職による証明書</u> ・失職（非自発的失業の場合に限る） <u>雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証</u> ・家計急変の事由に該当する主たる家計支持者における、事由発生後の給与明細の写し（事由発生後3ヶ月の収入がわかるもの） ロ 独立生計者のみ 住民票又は健康保険証の写し ハ 外国籍の者のみ 在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）
<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の者のうち、日本国内に扶養者がいない者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)及び経済状況申告書(オレンジ色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● 預金通帳等写し（令和7年7月～9月の収支がわかるもの） ● 給与明細の写し（令和7年7月～9月の収支がわかるもの） ● 在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）

※ 提出書類は本要項 p.2 を確認し、指定ファイル名のとおり提出すること。

第2節 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠）

東日本大震災被災世帯の学生について、学生からの申請を審査のうえ、被災の程度に応じ授業料の全額又は半額を免除します。本制度は前節（経済的事由による授業料減免）の制度と重複して申請することはできません。なお、本制度の来年度以降の実施は未定です。

【申請できる学生】東日本大震災により住居（持家）に被害を受けた学群生・大学院生

1 免除となる条件・免除額

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（余震による被災を含む）により、学生と生計を一にする家計支持者（学生が独立生計者の場合は、学生本人）が【被災区分表】のいずれかに該当し、生活が困難になった場合、学生からの申請を審査の上、被災の程度に応じ授業料の全額または半額を免除します。

ただし、【減免制限表】に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、免除率引下げ又は免除不許可となる場合があります。

【被災区分表】

被災区分	授業料及び入学金免除額
住居の全壊、全焼、流失、大規模半壊（持家のみ）	全額免除
住居の半壊、半焼（持家のみ）	半額免除

【住居について】

- 一 「住居」とは、震災発生直前まで学生と生計を一にする家計支持者が居住していた家屋をいいます。
- 二 「住居」の場所は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域内に限ります。
- 三 「住居」の被害の程度は、市町村が発行する罹災証明書により判断します。
- 四 家財（自動車・バイク等を含む。）の損壊・流失は対象外です。

【減免制限表】

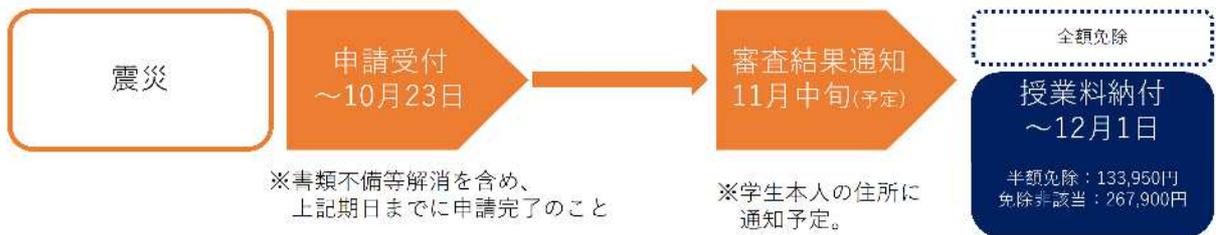
免除制限対象者	制限内容
奨学金の給付目的が授業料等への充当と明記されている場合	免除対象外
申請時点で次の学力要件を満たさない学生 （自身の取得単位数は学務管理システム等でご確認ください）	半額免除が限度 （全額免除不可）
1年次 前期 要件なし 後期 16単位以上修得	免除を受けるにあたり、卒業に向けた履修計画書（単位取得計画表）を自ら作成し、【面談実施手順】に従い、教員との面談を要します。 面談結果を踏まえ、免除の可否を決定します。
2年次 前期 35単位以上修得 後期 50単位 //	
3年次 前期 65単位 // 後期 80単位 //	
4年次 前期・後期共通 卒業見込であること	
大学院生 前期・後期共通 指導教員の所見が良好であること	
上の学力要件を満たしても、申請時点で在学年数（休学期間を除く）が次の年数を超えた学生	
学群生 4年	

大学院生 博士前期課程	2年	
大学院生 博士後期課程	3年	

【面談実施手順】

手順1	<ul style="list-style-type: none"> ・面談が必要な旨を問い合わせ先（→目次参照）にメールにて申告します。 ・面談の担当教員をお伝えしますので、直接教員と連絡をとり面談日程を決定します。 ・教員のスケジュールもありますので、余裕をもって申告ください。
手順2	<ul style="list-style-type: none"> ・履修計画書として、メールで提供する『単位取得計画表（表面、裏面）』を完成させてください。
手順3	<ul style="list-style-type: none"> ・『単位取得計画表（表面、裏面）』を持参のうえ、教員と面談を実施します。

2 申請・審査・納付スケジュール



3 提出書類

学生区分	提出書類
全学生共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)に申請内容を記載し提出すること。 ● 東日本大震災による住居の罹災証明書（過去に本制度による減免を受けている学生は提出不要） ・罹災証明書に「持家」「借家」の区分又は「所有者氏名」が記載されていない場合は、<u>平成23年当時の所有者確認の書類（※）をあわせて提出すること。</u> なお罹災証明書に「住家」の記載があっても、書類上、持家であることが確認できないため「所有者氏名」が記載されていない場合と同様の取扱いとし、所有者確認の書類（※）の提出が必要。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 所有者確認の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税納税通知書の「家屋」部分の写し（平成23年当時のもの） ・ 被災した家屋の所有者による資産証明書 ・ 不動産登記簿（家屋） </div> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>住居の所有者と申請者（学生）が、現在、生計を一にしていることが判る書類（住民票等）</u>

※ 提出書類は本要項 p.2 を確認し、指定ファイル名のとおりに提出すること。

第3節 授業料の納付猶予・分割納付

経済的理由により授業料の一括納付が困難な場合、申請を審査の上、授業料の納付を猶予又は分割納付とすることができます。授業料を期日までに納付することが難しい学生は本制度の利用を検討してください。なお、納付猶予と分割納付を同時に申請することはできません。

【申請できる学生】 全ての学群・大学院生

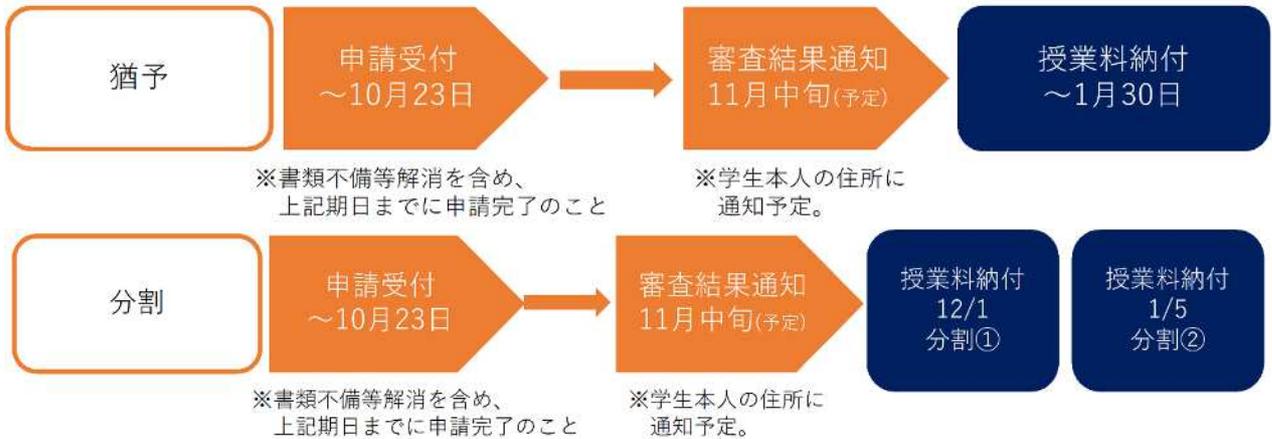
1 納付猶予・分割納付における納付期日

申請した納付方法により、次のとおり納付猶予又は分割納付となります。最終的には同じ額を納付することとなるため、自身の経済状況にあった納付方法を申請してください。

本制度は、前述の授業料減免申請と同時に申請することも可能です。この場合、授業料減免が不許可の場合に限り、納付猶予又は分割納付が許可されます。

申請区分	納付方法・納付期日
納付猶予	令和8年1月30日（金）に授業料（金267,900円）を一括で納付する。
分割納付	納付すべき授業料を2回に分けて、次の期日までに納付する。 1回目：令和7年12月1日（月） 金133,950円 2回目：令和8年1月 5日（月） 金133,950円

2 申請・納付スケジュール



3 提出書類

学生区分	提出書類
全学生共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)に申請内容を記載し提出すること。 ※申請内容により、経済状況の確認や、納付の見通しについて、面談等を行う場合があります。